

放課後児童対策の見直し方針について

本市では、放課後児童対策として、大きくは「放課後児童健全育成事業」と「放課後子ども教室事業」の 2 つの事業を実施しています。

基本方針として、複数の事業に分かれている本市の放課後児童対策を段階的に見直すことで、市民に判りやすいように以下の 2 本立ての事業体制に整理を図っていきます。

現在の放課後児童対策		見直し後
学童クラブ（補助事業）	→	1. 民間児童クラブ（補助事業） 留守家庭児童対策における役割は <u>高い</u> 。
民間児童クラブ（補助事業）		
放課後子ども教室（委託事業）	→	2. 放課後こども教室（放課後子ども総合プラン）（委託事業） 留守家庭児童対策における役割は <u>低い</u> 。
公設児童クラブ（委託事業）		

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 1 0 に規定する事業で、いわゆる留守家庭児童対策である。就学児童における保育サービスに相当します。

子ども・子育て関連 3 法の施行により、基準条例の制定等、制度的な改正が進められ、事業内容の充実が図られています。本市においては、民間児童クラブの参入が進んでいます。

課題	対応方針
1. 本市の放課後児童クラブは、学童クラブ（学童保育所）、民間児童クラブ、公設児童クラブなど、名称や支援方法等がバラバラな状況にある。	2 8 年度から国の補助基準に基づく補助事業に統一化を図る。また、事業者間に対する支援の公平化を図る。
2. 民間児童クラブの減免制度がない。	一人親世帯等に対する減免制度を統一化し、利用者に対する公平化を図る。

2. 放課後子ども教室事業

放課後子ども教室は、放課後に安全で安心な居場所を確保し、学習・体験、交流活動等の「学びの場」を提供する事業です。本市の場合は、公設児童クラブの事業整理に伴い、留守家庭児童対策の一部を担っており、平成 2 9 年度を目標にすべての小学校で実施できるよう関係機関との協議を進めています。

課題	対応方針
1. 国は、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に行う「放課後子ども総合プラン」を推進している。	平成 2 9 年度を目標に放課後子ども総合プラン化を検討します。

<p>2. 日によって児童の利用人数が数名から 100 名以上と大きく変動するため、支援員の配置が対応できない。</p>	<p>学校毎に登録児童数に応じた支援員を配置し、学校行事等に応じて柔軟に配置変更を行っていきます。</p> <p>さらに、放課後子ども総合プラン化を踏まえ、基本的な支援員の配置体制の強化を検討します。ただし、事業費（人件費）が増大するため、国県補助の確保とともに、利用者負担の見直し等も検討します。</p>
<p>3. 日々利用する児童が変わるため、児童の安全確保における支援員の負担感が大きい。</p>	<p>帰宅時間が集中するため、段階的に帰宅（受入）する時間区分を検討し、帰宅（受入）時における支援員体制の安定化を図ります。</p>
<p>4. 保護者が安価な児童クラブと勘違いしており、支援内容を放課後児童クラブと混同している。</p>	<p>各事業に求められる役割は本来異なることから、事業役割を明確化にし、事業内容の周知を図ります。</p>
<p>5. 放課後児童クラブだけで、多様な留守家庭児童対策ニーズをケアすることが難しい。（現実的にも留守家庭児童対策のニーズをケアしている。）</p>	<p>基本的な方針として、民間児童クラブが基本的な留守家庭児童対策を担い、放課後子ども教室は一時的・短時間就労等の留守家庭児童対策をカバーする事業役割としていきます。</p> <p>放課後子ども総合プラン化に伴い、児童クラブ機能を導入する場合、面積基準等の確保が課題となるため、抜本的な事業見直しを検討します。</p> <p>仮に定員設定する場合は、子どもの貧困対策の視点から、生活困窮世帯等の優先利用を検討し、事業役割を明確にします。</p>
<p>6. 画一的な制度のため、一時的な保護者ニーズに対応しにくい。</p>	<p>一時的・単発的に時間延長を希望するニーズへの対応を検討します。</p>
<p>7. 登録者の 7 割程度が 4 回以下の利用である。常時利用者や他の留守家庭児童対策を利用する家庭との負担に格差があり、不公平感がある。</p>	<p>常時利用（預かりニーズ）に対する負担導入を検討し、延長利用者や民間児童クラブ利用者との負担格差の是正（負担の見直し）を図ります。</p>
<p>8. 障害のある児童の利用時に、支援員がほぼ専任対応となっている。</p>	<p>障害児向けの支援員の配置を検討します。</p>
<p>9. 加入保険の関係で、利用できる月が申込月の翌々月からとなっている。</p>	<p>保険等を見直し、申込月の翌月から利用できるように見直しする。</p>
<p>10. 延長利用のみ後払いとなっているため、請求があってから申込変更する保護者がいる。</p>	<p>負担金の支払いを原則前払いに変更する。また、申込状況の通知を検討します。</p>